

鳥取縣公報

本書ノ大ニハ規定規格ヲA判

昭和二十一年八月十六日
第一千七百三十七號

金曜日

告示

◇鳥取縣告示第三百四十六號
鳥取縣裝飾師會に對し削蹄及び裝飾料金改正の件を次のやうに認可した。

昭和二十一年八月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 馬
- 裝飾料（一頭に付）尋常蹄鐵 金八拾圓
 - 同（同）氷上蹄鐵 金壹百圓
 - 削蹄料（同）明ケ二歳以下 金拾圓
 - 同（同）明ケ三歳以上 金貳拾圓
- 備考

一、癖馬及び特種の技術を要するものは別に相當の料金を申受けることが出来る。

二、古蹄鐵再用の場合は右の料率から各々貳拾圓を差

引いた額とする。

◇鳥取縣告示第三百四十七號
價格等取締規則第二條の規定によつて届出があつたので代用石鹼の最高販賣價格について昭和二十一年八月十二日次の通り聽届けた。

昭和二十一年八月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、製造業者の住所氏名 鳥取市二階町一丁目四拾番地 横山 温
 - 二、製造物品の名稱、數量 代用石鹼 貳千參百箇 壹圓五拾錢
 - 三、最高販賣價格（一箇當）
 - 四、規格、品質 量目二十一匁 五種×七種×一、八種
- 種核油八七%苛性ソーダ二%粉末洗滌一%水分一〇%